平成２２年（フ）第２７４号
さいたま市浦和区東仲町５番７―201号、旧住所広島県安芸郡府中町宮の町２丁目12番１―101号
債務者　松下　久美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
さいたま市中央区本町東４丁目８番26号　アミュゼ宮坂304号
債務者　梅村　宰史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目17番19号　カトウコーポ101号室
債務者　神代　幸洋
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
埼玉県桶川市寿２丁目４番18号　Ｆｉｒｓｔ Ｈｅｉｇｈｔｓ25―105号
債務者　西村　和則
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
埼玉県川越市新宿町４丁目９番地16　パインヒル新宿103号室
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７４号
埼玉県川越市大字寺尾49番地２　フォーラム小森202号室
債務者　岸本　享法
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７５号
埼玉県狭山市入間川1500番地の22　メゾンサンヒルズ105
債務者　宮本　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３号
岡山県倉敷市水島西寿町２番31号
債務者　矢本　文子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
青森県八戸市下長５丁目２番10―18号　市営住宅Ｂ７―18
債務者　石ケ森恒夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
青森県八戸市沼館２丁目11番15号　ファーストハイツ105、前住所青森市岡造道１丁目３番６号
債務者　小笠原秀城
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
青森県八戸市小中野５丁目１番15号　島守荘７号
債務者　加藤　正男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
青森県八戸市大字湊町字油久保10番地４　ドミールジュンＣ号
債務者　関橋　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑123番地８
債務者　大久保志万子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
青森県八戸市下長５丁目２番10―18号　市営住宅Ｂ７―18
債務者　石ケ森カヨ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
埼玉県狭山市入間川２丁目12番36号　ビレッジ英Ｂ―202、前住所埼玉県狭山市富士見２丁目２番４号
債務者　岸本　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４８号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の３　ヴィラ・ルピナス101
債務者　小林　　実
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５７号
埼玉県所沢市大字上山口1855番地の46
債務者　秋丸　政利
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日までさいたま地方裁判所川越支部